

(公開)

第 1 8 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 4 年 6 月 2 7 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和4年6月27日岩沼西コミュニティセンターにおいて、下記案件を審議するため、第18回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

- | | |
|------|-------------------------------|
| 日程第1 | 会期の決定 |
| 日程第2 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第3 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第4 | 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について |
| 日程第5 | 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について |
| 日程第6 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| 日程第7 | 非農地証明願について |
| 日程第8 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について |
| 日程第9 | 農用地利用集積計画について |

1、同日午後1時30分開会

- 議 長 　　ただいまから、第18回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は12名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
- 議 長 　　日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声）
- 議 長 　　ご異議なしと認めます。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
- 議 長 　　日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、10番八巻文彦委員、11番宮部淳子委員を指名いたします。よろしく願います。
- 議 長 　　日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
新妻事務局長事務取扱 　　議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、3件受理いたしております。内容につきましては、いずれも相続による所有権の移転でございます。なお、この届出については、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
- 議 長 　　ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。
（「なし」の声）
- 議 長 　　ないようですので、報告第1号を終了いたします。
- 議 長 　　日程第4、報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
新妻事務局長事務取扱 　　議案書の2頁をご覧ください。報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、1件受理いたしております。内容につきましては、市街化区域内の農地を集合住宅にするための転用でございます。なお、この届出については、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
- 議 長 　　ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご

		意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。 (「なし」の声)
議	長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議	長	日程第5、報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
新妻事務局長事務取扱		議案書の3頁をご覧ください。報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、3件受理いたしております。内容につきましては、いずれも市街化区域内の農地を転用するもので、整理番号1については建売住宅にするため、整理番号2及び整理番号3については分譲戸建住宅用地にするための所有権移転でございます。なお、この届出については、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。 (「なし」の声)
議	長	ないようですので、報告第3号を終了いたします。
議	長	日程第6、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、を議題といたします。事務局から報告願います。
新妻事務局長事務取扱		議案書の4頁から7頁をご覧ください。報告第4号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、8件受理いたしております。内容につきましては、いずれも関連するもので、所有者の息子へ生前贈与を行うための合意解約でございます。なお、この解約通知の受理につきましては、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。 (「なし」の声)
議	長	ないようですので、報告第4号を終了いたします。
議	長	日程第7、報告第5号、非農地証明願について、を議題といたします。事務局から報告願います。
新妻事務局長事務取扱		議案書の8頁をご覧ください。報告第5号、非農地証明願について、1件受理いたしております。内容につきましては、他の農地と隣接しておらず、かつ狭小地であり、30年以上その状態が継続しているため、今後も農地としての利用の見込みがないことから、非農地証明を交付したという

ものでございます。なお、この非農地証明願の受理につきましては、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。

議長 ただいまの事務局からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。

議長 （「なし」の声）

議長 ないようですので、報告第5号を終了いたします。

議長 日程第8、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題といたします。それでは、担当委員から説明願います。

長田委員 それでは議案第1号について、2番、長田からご説明します。議案書の資料は9頁、位置図は1頁及び2頁をご覧ください。この議案は、重要遺跡の学術発掘調査として、農地の一時転用を認めてくださいという申請でありまして、借受人が岩沼市長、担当が教育委員会です。貸付人が岩沼市南長谷字北上83番地の●●さんです。対象農地は南長谷字北上83-1、84-1の一部、隣接した畑の2筆になります。面積は合計で1,951㎡になります。この申請を受けまして、6月22日、私長田、佐藤委員、木皿委員、鎌田推進委員の4名と事務方3名で、担任委員会が開催され、1時10分から農業委員会で事務方からの説明、それから現地に行きまして、1時45分から岩沼市教育委員会の川又主幹から、聞き取り調査をしました。まず、遺跡調査ということなので、どのような必要性があるんですかということで質問しましたところ、2016年に圃場整備を施工したところ、偶然見つけたということで、約1300年前の竪穴式住居がたくさん確認されたということから始まります。竪穴の一辺が10mもある大きなものがあるということ、それから、奈良の都でしか見つからない硯が見つかるなど、大変貴重な遺跡であることがわかったそうです。その後、毎年調査を続けまして、国から重要な遺跡であることから、もう少し精査するようにと指導受けて、今年が第2次5か年計画の1年目ということで、今後4年間は調査を続けていくとのことでした。現在、岩沼市内には国指定の遺跡は存在していないということで、この調査結果次第では国指定になると期待されます。実際作業がありますかってことに関しては、今回の申請が許可をされれば、8月には発掘調査を開始して、申請では期限を来月3月までにしておりますけれども、12月末には完了するように進めていくとのことでした。今回、一時転用で申請した面積は1,951㎡ですが、実際に発掘するのは、500㎡程度で、残りは土寄せなどに利用するとのことでした。発掘の深さは130センチほどで、もし遺構が確認されれば、さらに

そこから 1m 深堀するという計画になっています。なお、発掘のための資材、重機などを置く場所は別に借り受けておまして、必要に応じてその都度利用するという事です。今回の一時転用面積は発掘のためだけの面積となります。また、畑の周辺には排水路がないために、大雨等の場合はポンプでくみ上げて、近隣の農地に影響を与えないようにすることになっていること、それから、発掘終了後に埋め戻した際に、所有者から農地として排水等の問題が指摘された場合は、教育委員会で重機を使って改善するとの説明がありました。以上のことから、今回の担任委員会では、この申請に対して特に懸案事項はなく、今回の申請は妥当であると思われましたので、皆さんご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見については申請のとおり、承認相当として、県に進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見については、申請のとおり、承認相当として、県に進達することに決しました。

議 長 日程第 9、議案第 2 号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局から説明願います。

新妻事務局長事務取扱 議案書の 10 頁、別冊の農用地利用集積計画案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画案を作成いたしましたので、審議を求めるものでございます。利用権設定に係るものが 3 件、筆数 8 筆、合計面積 10,622.00㎡でございます。利用権設定を受ける方については、同法第 18 条第 3 項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、賃貸借を行うものでございます。なお、今回のこの農用地利用集積計画の公告は、6 月 30 日を予定しております。以上でございます。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、利用権設定の 2 番は、農業委員の自己に関する事項となっております。よって、最初に利用権設定の 1 番、3 番に関しての、質疑・ご意見をいただきます。ご意見ございませんか。

八 卷 委 員 はい。ちょっと確認なんですけども、●●さん、農作業従事者 4 名となっておりますが、4 名もいないのではないですか。

小林主査 正式には異動されていないようなので、こちらでは住民票をもとに作成
しています。

八巻委員 実は地域で困っていて、●●さんの認知機能が落ちてきていて、賃貸の
小作料とかでちょっと揉め事が発生してきていて、耳も遠く、世帯も実際
はたった2人だけという実態です。その辺も把握しながらやっていかないと、
貸した方も困っているような状況なので、そこも勘案していただければ
と思います。貸すなという話ではなく、現実的に困っている状態ですの
で、農業委員会として把握はしておいてほしいと思います。

議長 他にご意見等ございませんか。
(「なし」の声)

議長 ないようですので、お諮りいたします。
議案第2号、農用地利用集積計画について、の利用権設定の1番、3番
は計画案のとおりとすることにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声)

議長 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号、農用地利用集積計画につ
いて、の利用権設定の1番、3番は計画案のとおりとすることに決しまし
た。

議長 長 それではここで、木皿委員は除斥となります。
(木皿委員、退席)
それでは、利用権設定の2番についての、質疑・ご意見をいただきます。
ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。
(「異議なし」の声)

議長 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号、農用地利用集積計画につ
いて、の利用権設定の2番については、計画案のとおりとすることに決し
ました。

議長 長 それではここで、木皿委員の除斥を解きます。
(木皿委員、着席)

議長 長 木皿委員に報告します。当該案件については、計画案のとおり決しまし
た。

議長 長 本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。
これをもって、第18回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。
(一同 礼)

午後1時50分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長） _____

委員 10番 _____

委員 11番 _____